

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書 喪

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

就職または申出の喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。

提出日 令和 年 月 日

被 保 険 者 情 報	被保険者	記号 9900	番号	喪失事由 (該当に○印を記載)	就職	・	申出
	氏名	(フリガナ)			生年月日	昭和 平成	年 月 日
	住所	〒 ー 都・道 府・県			電話番号 (日中の連絡先)	()	

▶ 該当する資格喪失事由の□欄に必ず✓を付け、留意事項・添付書類をご確認ください。

①	☐ 就職により健康保険の被保険者資格を取得したため	
資 格 喪 失 事 由 (就 職)	新たに取得した 社会保険の 資格取得年月日	令和 年 月 日
	留意事項	▶ 資格喪失年月日は、新たに取得した被保険者証の資格取得年月日となります。 ▶ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。
	添付書類	▶ 新たに取得した資格確認書(資格情報のお知らせ)のコピー(下記貼付欄へ添付してください。) ▶ 当組合の任意継続被保険者証・資格確認書(本人・家族・高齢受給者証など交付を受けているものすべて)

②	☐ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため	
資 格 喪 失 事 由 (申 出)	留意事項	▶ 資格喪失年月日は、この申出書を当組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。 ▶ 保険料は、この申出書を当組合が受理した日の属する月分までかかります。 ▶ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。
	添付書類	▶ 当組合の任意継続被保険者証・資格確認書(本人・家族・高齢受給者証など交付を受けているものすべて) ※ 被保険者証(資格確認書)は、申出月の月末まで使用することができます。 月末まで被保険者証(資格確認書)を使用する予定がある場合は、この申出書には添付せず、 申出月の翌月1日以降に適用課までご郵送ください。

【 注意事項 】

保険料について

- 資格を喪失する月の保険料は必要ありません。
重複した期間の任意継続保険料は還付されます。
還付に該当される方には、後日「還付請求書」を送付いたしますので、
必要事項をご記入のうえ当組合までご郵送ください。
お手続き後、保険料還付金が入金されるまでに1〜2週間程度かかります。
予めご了承ください。
- ※ 就職により資格喪失の場合、資格を取得した月と喪失する月が
同月の場合は、その月の還付はありません。

貼付位置

※就職による喪失の方は、
新たに取得した
資格確認書(資格情報のお知らせ)
のコピーを添付
(資格取得日がわかるもの)

喪失証明書について

- 喪失証明書の発行を希望される場合は、「健康保険資格喪失(被扶養者削除)証明書交付願」
のご提出が別途必要になりますのでご注意ください。

受付印

<送付先>

〒103-8554

東京都中央区日本橋堀留町1-9-6

東京織物健康保険組合 適用課

TEL 03-3661-2254

健保組合
記入欄

年 月 日 喪失